

令和2年4月9日

## 新型コロナウイルスによる緊急事態宣言発令に伴う対応のお知らせ

兼松エンジニアリング株式会社

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、3月31日より弊社東京支店の全従業員を対象に在宅勤務としておりましたが、4月7日に日本政府より発令された緊急事態宣言を受け、以下の対応を追加で実施させていただきます。

- ①緊急事態宣言の対象区域の事業所については、原則在宅勤務とさせていただきます。業務上、出社が必要な従業員は、感染防止策を十分に講じた上で出社いたします。

対象事業所：東京支店・大阪支店・福岡支店

実施期間：令和2年4月9日(木)～5月6日(水)

※追加の発令や感染状況により変更する場合があります

- ②お客様より受け賜っております製品の納入は、現在予定通り対応させて頂いております。今後の状況によっては、営業担当より日程調整等をご相談する場合がありますので、御了承下さい。

- ③対象事業所では、出社制限により電話をおかけ頂いても対応しかねます。ご連絡の際は、担当者の携帯電話またはメール宛にお願い致します。

なお、弊社本社工場等、生産拠点は通常通り稼働しております。感染防止策を十分に講じた上で、生産活動を継続してまいります。

今後も当社は、政府等の方針に基づき、感染拡大防止に必要な対応を実施してまいります。お客様をはじめ、関係者の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。